

論文

在日韓国・朝鮮人の戦後補償について

丹羽雅雄

はじめに

現在、戦傷病者／戦没者／遺族等援護法に基づいて厚生省に年金の受給を請求している在日韓国・朝鮮人の方は三人おられる。その中の一人である石成基（ソクソンギ）さんは、神奈川県に在住し、海軍の軍属としてマーシャル諸島のウオッゼという所で戦傷を受けた。石さんは、まず援護法に基づいて、原省省に対し年金の支給を請求したのであるが、それが厚生大臣の裁決により却下され、それに対する異議申し立ても却下されている。

陳石一（チンソギル）さんは、元軍属で、援護法に基づいて戦後補償を請求していたが、却下され、異議申し立ても却下された。両名は、本年八月東京地方裁判所に処分取

消訴訟を提起した。鄭商根（チョンサングン）さんは、韓国籍で、一九四二年八月二十六日、日本政府による「徵用令書」（白紙）によって強制的に徵用された。軍属は、軍に関わる労働や作業をする職務であり、例えば空港建設や戦車の修理などに携わるものである。

鄭さんは、韓国の釜山から強制徵用され、軍属としてマーシャル諸島のウオッゼという所で軍関係の仕事に携わっていた。そして一九四三年十一月、勤務中に米軍の爆撃に会い、右肘を切断し、鼓膜を破損するという戦傷を負った。

日本の侵略の歴史

日本政府は、一九一〇年日韓「併合」以降、朝鮮半島に対して植民地化政策を行ってきた。そして土地調査事業と

いう名目で土地を略奪し、産米増殖として米を没収し、さらに朝鮮の人々を天皇の臣民とするために、徹底した皇民化政策を強行した。

日本政府は、一九四〇年代以降、強制連行を強行するようになる。一九三九年九月には、厚生省・内務省が、「朝鮮人労働者内地移住に関する件」という通達を出し、労働者として朝鮮人を募集する方式などを定めた。文書の上では募集という形式をとってはいるが、実際には日本の労働力不足を補うため朝鮮の労働者を半ば強制的に日本へ送ったのである。

一九四二年には、「朝鮮人労働者活用に関する件」という閣議決定が出され、ここでは日本政府が徴用に直接関与する「官斡旋方式」が採られている。

しかし「官斡旋方式」でも労働者が不足したために、一九四四年からは「徴用方式」をとって強制的に労働者を連行し、日本に侵略された朝鮮半島の人々が労働者として最前線に駆り出されていったのである。また一九四四年からは、兵隊の不足を補うために「朝鮮徴兵令」が出され、いわゆる赤紙による徴兵が行われるようになった。

このように、募集方式、官斡旋方式、徴用方式とその形式は変遷しているが、その実態は騙したり、トラックを横づけして連れて行くといった強制連行であった。こうして

日本に連行された朝鮮半島の人々を含めて、約二三六万人の朝鮮の人々が戦後も日本に在在を余儀なくされたのである。

日本の戦後補償の法制度について

戦前、戦中に日本で制定・施行されていた軍人恩給制度は、軍国主義の象徴であるとして一九四六年二月にGHQにより停止された。しかし、日本が主権を回復した一九五二年四月二八日のサンフランシスコ講和条約発効以降、日本の戦後補償制度が始まった。

まず第一に戦傷病者／戦没者／遺族等援護法が制定された。一九五二年四月三〇日公布、施行され、四月一日に遡って適用された。この法律をはじめ一七の法律があり、その中で、一三の戦争犠牲者援護の法律には、国籍条項、戸籍条項が盛り込まれており、これらの条項によって旧植民地出身者を排除している。

現在、日本人の戦争犠牲者への援護法制度に対しては、年間約二兆円の予算が組まれている。しかし在日の旧植民地出身者については、台湾出身者（台湾在住）への約二〇〇万円の弔慰金を別にすれば、全く何の補償もなされていないのである。

旧植民地出身者への援護法適用排除の論理

それでは次に、どのような論理に基づいて在日の旧植民地出身者に対する戦後補償が排除されているのかについて考えてみたい。

まず戦傷病者／戦没者／遺族等援護法は、一九五二年四月三〇日に公布・施行されたが、四月一日に遡って適用されるものとして発効したものである。しかし戦前から戦中にわたって日本国籍を強要されてきた旧植民地出身者は、一九五二年四月一九日に法務省から出された民事局長通達「一九五二／四／一九甲四三八号」によって、同年四月二十八日以降、日本国籍を喪失し外国人と見なされるようになった。

ドイツの場合は、国内立法を制定し、旧オーストリアの国民については国籍選択権を与え、ドイツ国民になるのかオーストリア国民になるのかを本人に選択させたのであるが、日本の場合は、一片の民事局長通達によってそれまで強制していた日本国籍を剥奪したのである。

問題なのは、戦傷病者／戦没者／遺族等援護法は四月三〇日から四月一日に溯及して適用される法律であるという点である。旧植民地出身者は、先の通達によって四月二八

日以降外国人と見なされたのであるから、四月一日から四月二十七日の期間はまだ日本国籍であり、この法律の適用対象となるはずである。つまり、国籍に基づく排除はできないのである。

ところが、政府は援護法にあえて「戸籍法の適用を受けない者については、当分の間、この法律を適用しない」という附則二項を設けてきた。

附則というものは、法律の本則ではなく、いわば手続規定なのであるが、しかしこの附則規定によって、旧植民地出身者は援護法の適用対象から排除されることとなった。

それは、旧植民地出身者は、日本国内で施行されている戸籍法が適用される登録者ではなく、植民地地域に適用される外地戸籍令の登録者であるからである。外地戸籍令から戸籍法への変更はできなかったのである。従って戸籍法が適用されない旧植民地出身者の人々は、「当分」の間、援護法が適用されないこととされた。このようにして援護法の適用から排除されて、現在まで四〇年が経過している。

映画監督の大島渚さんは、一九六一年に「忘れられた皇軍」というビデオを製作したが、このビデオは援護法の適用から排除された在日韓国人の人たちが「在日韓国人傷痍軍人会」を結成し、厚生省に対して戦後補償を行うように

交渉を行った活動の記録である。

これらの一連の闘いの中で厚生省は、「援護第三一八号」という通達を出し、旧植民地出身者に対し「帰化」を進めた。帰化すれば、戸籍法の適用対象となるために、援護法の適用対象ともなるという論理である。即ち「同化」の強要であった。在日韓国人傷痍軍人会の人々の中には、涙を呑んでやむを得ず帰化した人もいる。

そして一九六五年に、第二の排除の論理が作り出される。それは一九六五年六月二二日締結された日韓請求権協定に基づくものである。すなわち日本政府は、この協定の締結および発効をもって、日本国と韓国の間、あるいは両国民の間、あるいは両国民の間の財産、権利、利益及び請求権については、完全かつ最終的に解決されたのであり、したがって今後、旧植民地出身者が日本に帰化しても、援護法を適用しないという見解を表明したのである。

裁判請求の内容

そのような中でも鄭さんは、大阪府や厚生省に対して援護法の適用を求める闘いを続けてきたのであるが、全て拒否されて、鄭さん自身も半ば諦めかけていたのである。しかし一九九〇年に韓国の二二名の方が、戦後補償を求めて

日本の裁判所に提訴するという出来事がおきた。この事実を受けて、鄭さんも裁判に訴えてでも闘う決意をされたのである。

われわれは、この鄭さんの裁判において大きく二つの点について請求している。第一点は、旧植民地出身者は戸籍法によって援護法の適用対象から排除されているが、鄭さんは援護法に基づく軍人軍属として、援護法の援護を受ける地位にあるという地位の確認である。第二点は、援護法の適用対象から排除され続けたことによる精神的苦痛に対する損害賠償の請求である。

これに対して国は不服審査前置主義の立場をとり、まず援護法に基づいて厚生省に対して補償申請を行い、それが却下されれば異議申し立ての手続きを採り、さらに却下処分取消請求という手続きを採るよう主張している。すなわち、これらの手続きを採ることなく、直接裁判に訴えることはできないというわけである。

しかしわれわれは、もともと戸籍条項によって排除されており、補償申請や異議申し立てを行っても却下されることが明白である場合に、こうした手続きを踏まなければ訴訟を起こせないというのは不当であり裁判を受ける権利を侵害すると訴えているのである。

ましてや、われわれは、憲法訴訟を行っているのである。

この援護法の戸籍条項は、憲法第一四条の「法の下の平等」に違反しており、あるいは国際人権規約B規約二六条に定められている「法の下の平等」にも違反しているからである。大阪地方裁判所は、このような大前提となる争点を問題とせずに、訴訟を受理し、直接実質審理に入っている。

裁判を起こすに当たっては、補償請求額を計算する必要がある。日本の援護法では、第一から第一〇まで障害の程度と補償額が分けられており、日本人の戦争負傷者一人の経済補償額は、鄭さんの場合と同じ第三項症であれば、一九九一年一年間で三四五万円である。

この法律が制定された一九五二年当時の年間約四万円から計算してみると、一九九一年までで五千万円弱となる。平均余命の年までだと約八千万円となる。しかし旧植民地出身者に対しては全く補償されていない。

われわれの主張の第一点は、援護法に規定されている国籍条項及び戸籍条項が、憲法第一四条の「法の下の平等」及び国際人権B規約第二六条の「内外人平等原則」に違反しているというものである。その根拠は、鄭さんたちは日本の帝国海軍に強制的に徴用され、軍務に服し、そこで負傷したのであるが、負傷した当時、日本の軍隊の軍務に服していたという事実にある。

つまり、援護法の趣旨は、戦死傷者を国家補償の精神か

ら援助しようとするところにあるのだから、国籍は本来関係ないのである。そこに国籍条項や戸籍条項を持ち込んで援護法の適用から排除することは、「法の下の平等」に違反するということが、主張の理由である。

主張の第二点は、鄭さんたちがおかれてきた地位・身分の問題である。鄭さんたちは旧植民地出身者で、日本の植民地支配の下で日本に強制的に連行・徴用され、日本国籍を強要された人々であり、戦後は一片の通達によって一方的に日本国籍を剥奪され、外国人と見なされた人々だという事実である。

B・C級戦犯の補償問題

主張の第三点は、強制徴用された朝鮮・台湾の人々のうち、敗戦後軍事法廷でB・C級戦犯とされた人達に関するものである。B・C級戦犯とされた人々の多くは、軍人・軍属のうち捕虜の監視員とされた人々たちである。彼らの多くはアジア各地で連合軍兵士の捕虜の監視を行ったのであるが、そればかりではなく捕虜に課される労働の監視も行っていったのである。

敗戦後、東京の軍事法廷のみならず、アジア各地で軍事法廷が開廷され、朝鮮半島出身者の人たちのうち二三名が

死刑、一二人が終身刑の判決を受け、総計一四八名の人たちがB・C級戦犯として処罰されている。

日本政府は、日本が主権を回復した一九五二年四月二八日以降も、一九五六年頃まで、それらの人々たちを巢鴨刑務所に収容している。本来、日本が主権を回復すれば、外国人である朝鮮半島出身の戦犯については、刑の執行権は日本政府にはなく、韓国政府等に引き渡さなければならぬはずである。

にもかかわらず、日本政府は、刑が課された当時、日本国籍を持つ者であれば、一九五二年の日本の主権回復後も、刑の執行義務が日本政府にあると主張し、引続き巢鴨刑務所に彼らを収容したのである。

つまり日本政府は、刑を課す上では国籍は関係ないが、援護法を適用し戦後補償を行う上では国籍(戸籍)で区別し、日本国籍(戸籍)を持たない者は適用対象から排除しているわけである。旧植民地出身者を外国人と見なす立場を取り、刑を課すけれども、補償はしないとこの矛盾した政策は、あまりにも理不尽ではないかというのが、われわれの第三の主張である。

三つの補償の適用外に

も排除され、さらに日本国内の戦後補償立法からも排除されているわけである。つまり、在日の人たちについては、何も、まだ解決されていないのである。

また、日韓請求権協定に関わる日本政府の主張は国際法に適合していない。国家が放棄できるものは、国家が有する外交保護権だけであり、個人がもつ個人の請求権を国家が勝手に放棄することはできない。このことは国際法上異論はない。

これらの主張に対して、日本国政府は当初明確な回答を避けていたが、一九九二年二月二六日政府は、第五回口頭弁論でこう述べている。「援護法の国籍及び戸籍条項は、憲法第一四条に違反しない。その根拠は以下の二点にある。第一に、援護法の社会保障的性格から、誰に対してどのような補償を行うかは当該国の立法政策上の権限であり、その責任は、その国民の所属国にある。しかもその予算は全額国庫負担であり、その予算を外国人に使うわけにはいかない。

第二に、日本軍の戦死傷者は第二次世界大戦の戦争損害の一部であり、国民全てが受忍しなければならぬものである。そして国がその損害を補償するかどうかは、範囲、程度も含めてきわめて高度な政策的判断である。

さらに、一九五二年当時には、日本政府と韓国政府との

一九六五年に日韓請求権協定を締結する際に、日本政府は有償二億ドル、無償三億ドル、合計五億ドルの資金を拠出している。これは補償ではなく、あくまで経済協力という名目でなされたものである。これをもって日本政府は、日韓の戦後補償問題は完全かつ最終的に解決したと主張しているのである。しかし日本が拠出した五億ドルのお金が、韓国国内でどの様に使われたかは明らかではない。韓国政府は、一九七一年に国内で「対日民間請求権申告法」を制定し、この法律に基づいておよそ八、五〇〇名の戦死者についてのみ、一人当たり三〇万ウオンの補償はしているが、戦傷者については一切支払われていない。またこの法律は、明文で在日韓国人を適用対象外としている。

また、日韓請求権協定二条二項(a)の文言によれば、在日韓国・朝鮮人については日韓請求権協定の効果を及ぼさないとしており、「完全かつ最終的」な解決の外側に置かれているのである。

さらに、日本政府も在外財産に関わる措置法を制定し、日本にある韓国人の財産および韓国にある日本人の財産について、日本政府はその権利を放棄することを定めたが、そこでも在日の人たちは除外されている。

このように見えてくると、在日韓国・朝鮮人については、日韓請求権協定からも排除され、韓国国内の補償立法から

間で外交交渉が行われる可能性もあった」としている。

さらに、国際人権規約B規約二六条に関して日本政府は、援護法の国籍・戸籍条項は合理的差異の一つであるとした。

日本政府には補償義務がある

これらの政府の見解に対して、われわれが五月六日の第六回口頭弁論で反論を展開した結果、政府は二つの事実を認めた。第一点は、個人の請求権は国家によって放棄できないという事実である。第二点は、旧植民地出身者は、日韓請求権協定及び、韓国国内法、さらには日本措置法も適用されていないという事実である。しかしその一方で、援護法は高度な立法政策判断の問題であり、また外交交渉の可能性の問題であるとの立場をとっている。

この点に関する私達の反論としては、第一に、日本政府は一九八二年、難民条約に批准し、この過程で国民年金等の国籍条項を撤廃している事実を指摘した。第二に、在日韓国・朝鮮人は居住に基づく納税義務者であるにもかかわらず、その税金を外国人には使えないとするのは、違法・不当であるということである。

第三に、政府は、今回の戦争犠牲は国民が受認しないと

いけない犠牲、一般損害であるとしているが、そのような一般的損害と旧植民地出身者が補償を求めている損害とは性格が異なるのだという事実である。彼らは植民地支配の下で強制徴用によって軍務に服したのであり、むしろ日本人以上に手厚い保護がなされてしかるべきである。

第四には、政府が外交交渉を理由にして附則二項を設け、「当分の間」援護法の適用を停止するとして、既に四〇年が経過しており、もはや本則に戻って補償するべきである。韓国政府との外交交渉の可能性は、日韓請求権協定が締結された一九六五年で終了しており、旧植民地出身者がいかなる補償からも適用外とされていることが判明した以上、本則に戻って補償すべきである。

B規約二六条については、政府は、内外人平等にも例外があつて、合法的な差異を認めることはできるのではないかと述べている。ところが、一九八九年四月三日第三五回会期の規約人権委員会では、セネガル人であるフランスの元軍人セイネさん以下、七四二名がフランス人とセネガル人の軍人年金に差があることはB規約二六条に違反であると、選択議定書に基づいて提訴した事件について、以下の採択見解を述べている。

提訴理由は、フランス人に対する年金額はスライド制であるにもかかわらず、セネガル人に対する年金額は固定さ

いと判断している。

しかし園部裁判官は、その少数意見において「台湾政府との間での特別取決の可能性を予定して国籍条項を設けたのであれば、その取決を行う可能性がなくなった時点で、この国籍条項が憲法第一四条に定める法の下での平等原則に反するものであることは、率直に認めなければならぬ。しかしこのような問題は、高度に政策的な問題であり、最終的には立法が解決すべき問題である」と述べている。

このような判断を司法消極主義というのであるが、このような場面においてこそ、司法は人権を守るために積極的な判断を行うべきである。しかし少なくとも園部少数意見は、国籍条項や戸籍条項による排除が、平等原則に反することを認めるところまではきていないといえるだろう。

戦後補償における国際事例

最後に、戦後補償政策に関する各国の対応を見ておきたい。アメリカ、イギリス、フランス、イタリア、ドイツはいずれも外国人元兵士にほぼ同等の一時金や年金を補償している。一切支給していないのは日本だけである。

また、アメリカは、第二次世界大戦中の日系人強制収容者に対して、一九八八年に市民自由法という法律をつくり、

れていることは平等原則に違反するということである。審理の結果、年金額に差をもうけることはB規約二六条違反であり、年金支給の根拠は軍務を提供したことにあるので、フランス人もセネガル人も同様であるという採択見解が出されている。この判断からすれば、日本政府の対応は、国際的な人権基準と比して不条理であることは明らかである。

この関連事項として、最近、最高裁で台湾人の元軍属に対する同様な判決があつた。そして最高裁は、援護法の戸籍条項は憲法第一四条に違反しないという判決を出した。しかし前審の東京高裁は、「控訴人らが日本人と比較して著しい不利益をうけていることは明らかであるから、予想される外交上、財政上の困難を克服して、早急に不利益を払拭し、国際信用を高めるように尽力することが、国政関与者に対する期待である」と述べている。

この高裁判決の影響によってできた法律が、「台湾住民である戦没者の遺族等に対する弔慰金等に関する法律」である。

しかし最高裁判所は依然として、国籍条項は高度な政治的な問題であるので、最終的には立法が解決するべき、とする司法消極的主義の立場を取っている。また、この最高裁判決では、日本国憲法第一四条は戦後に制定された法であり、それを戦前・戦中に遡及して適用することはできな

大統領による公式謝罪と、生存者約七万人に対し、一人当たり二万ドルを補償している。カナダも一九八八年に、生存者約一万四千人に対して同様の補償と謝罪を行っている。

ドイツにおいては、一九五〇年連邦援護法を制定し、対象は、戦争犠牲者であれば、その身分、国籍、居住地に関係なく援護を続けている。ドイツの場合、国の補償だけではなく、企業も責任を負っている。

現在、日本の法廷では、B・C級戦犯の裁判、従軍慰安婦の裁判、鄭さんの裁判などが、地裁で争われている。B・C級戦犯や従軍慰安婦の裁判は、関係する国内法がどこにもなく、困難な裁判となっている。当然の条理からみていくか、あるいはニュールンベルグ裁判のように人道に対する罪を明らかにし、この罪が国際慣習法となっているというところにもっていくしか方法はない。

現在、フィリピンでは、従軍慰安婦の人々が、実態調査を行い、立ち上がるとうとしている。この闘いは、台湾、中国、インド、マレーシアなどアジア各地に及んでいる。

日本の誇り得る憲法第九条は、アジアの人々の血の叫びの中で私たちに突きつけられた規範である。戦争責任と戦後補償を誠実にしない限り、国際貢献、国際化と叫んでも、本当の信頼というものは得られない。まず、戦後補償を完全に実施し、さらに人権保障をより具体化すること

解放運動への提言

水平社会をめざして

友永健三著

B6判256頁 1,800円(税別)

今日の部落差別の実態、解放運動の総括、さらに国際的な人権擁護の観点から第三期の運動のあり方を大胆かつ具体的に提起する。

図説・今日の部落差別(第二版)

部落解放研究所編

A5判162頁 1,600円(税別)

一九八七年以降の各地で実施された実態調査等の集計を図表で解説。

部落への誇りを胸に

部落解放研究所編

四六判250頁 1,500円(税別)

部落の女性たちが語る差別との闘いの半生記。

(社)部落解放研究所

〒556 大阪市浪速区久保吉1-6-12
☎06(568)1300 振替 大阪7-13183